

平成 26 年 3 月 14 日

黒川慶一議員による政務調査費の不適切処理問題に係る「調査報告書」

減税日本ナゴヤ

団長 余語 さやか

1. 調査対象

- ・ 事務所家賃 平成 23 年 9 月分 ~ 24 年 7 月分 計 11 か月分
 - ・ ガソリン代 平成 24 年 4 月分 ~ 25 年 3 月分 計 62 件
- * 黒川市議からの聞き取り調査 平成 26 年 3 月 8 日 (土) 午前 9 時~12 時
3 月 12 日 (水) 午後 2 時 30 分~

2. 調査結果

- ・ 事務所家賃の支払について

<黒川議員資料①> 参照

返済金額 284,900 円

- ・ ガソリン代について

<黒川議員資料②> 参照

ダブリによる不適切な請求

4 回 13,630 円

間違いによる不適切な請求

3 回 10,363 円

上記 7 回分については、不適切な処理がなされた可能性が強いと思われる。

本人は「うっかり、ずさんでいい加減な処理をしてしまった。深く反省すると共に市民の方々及び関係各位にお詫びします。」と述べている。

本人から「上記 11 か月分全額に加え、この年度の 3 月分 (8 回分) も全額返金したい」旨の申し出があった。

2012 年度 11 カ月分 185,819 円

2012 年度 3 月分 21,821 円

計 207,640 円

返済総合計金額 492,540 円

よって、減税日本ナゴヤとしては、不適切な処理がなされたものと認め、本人の申出により、492,540 円を市に返還することとした。

3. 不適切処理の原因について

平成 23 年度は、政務調査費の管理の仕方が定まっていなかったが、平成 24 年度 4 月

以降は、会派内ガイドラインを設け、領収書等がなければ支払わないことは徹底していたが、領収書などの記載に照らし、政務調査（活動）費から支出すべきでないことが明らかでない限り、この議員を信頼し、支払っていたことが原因として挙げられる。

そのため、本年度については、新たにガイドラインを見直し、支払う前にも以前よりも厳格に提出資料を確認した上で支払う事とし、支払い後、市への提出前に監査を行うこととした。

4. 再発防止策

1. 会派内ガイドラインの作成

平成24年度以降、会派内でガイドラインを設け政務活動費の適正な使用に務めており、ガイドラインは、本年度よりさらに厳格なものに改訂しており、その概要は以下の通りである。

- (1) 費目ごとに詳細な留意事項を定め、請求が留意事項に反していないかを、財務事務担当者及び財務委員が確認してから支払うこと。
- (2) また、領収書がないと支払わないことはもちろんのこと、その他にも、人件費については「勤務実態報告書」、資料購入費については「購入資料一覧表」、調査費については「旅費等支出計算書」「報告書」など、費目に応じて適正な請求であることを裏付ける資料の提出を要求し、同資料が提出されないと政務活動費の支払いを行わないことにした。

なお、上記資料は会派内で統一書式を用いるものとした。

- (3) そして、黒川議員、荒川議員による不適切処理が発覚したガソリン代については、領収書だけでは、政務活動のために支出されたものがどうかが不明確であるという性質があるため、詳細を記入し、1ヶ月2万円を上限とした。
- (4) また、何ヶ月もの政務活動費をまとめて請求されると、財務事務担当者及び財務委員の確認が追いつかなくなる可能性があるため、請求期限を支払い後2ヶ月以内とした。

これにより、ガソリン代領収書の日付やカード番号（クレジットカード使用の場合）等まで確認が行き届くようになり、今回の黒川議員や荒川議員のような不正受給を未然に防ぐことができると考える。

- (5) さらに、半期ごとに再度、財務委員が監査を行うこととして、同監査は必要に応じて、市会事務局や弁護士に相談することも含めた厳格な調査とした。

2. 事務所家賃及び人件費の調査の強化

今回の中村議員や黒川議員の問題を受け、支払い日時・金額が記録として残るよう、事務所家賃及び人件費の支払いは、銀行振り込みにて行うよう移行しているところである。また、財務委員の監査の際には、必要に応じて、賃貸人や政務調査員への事情聴取を行うことや通帳の履歴の提出を要請することとした。

以上のような改善点を実行し再発防止に努めることとした。

< 黒川議員・資料② > ガソリン代・支払の件

2012年4月分～2013年2月分

支払日	給油場所	支払金種	請求金額	政調費受給額	備考
2012 4 4	ジョモ・極楽	現金	2,979	2,085	
2012 4 14	エネオス・高岳	現金	5,000	3,500	
2012 5 15	エネオス・極楽	現金	7,235	5,064	
2012 6 3	コスモ・星ヶ丘	現金	7,079	4,955	
2012 7 1	エネオス・高岳	現金	4,000	2,800	
2012 7 14	エネオス・伏見	現金	7,150	5,005	
2012 7 21	エネオス・高岳	現金	7,165	5,015	
2012 7 31	コスモ・星ヶ丘	カード	5,766	4,036	間違い
2012 8 2	コスモ・星ヶ丘	現金	2,000	1,400	
2012 8 5	コスモ・星ヶ丘	現金	2,000	1,400	
2012 8 7	エネオス・極楽	現金	6,840	4,788	
2012 8 12	エネオス・高岳	現金	6,840	4,788	
2012 8 20	エネオス・極楽	現金	7,530	5,271	
2012 8 31	エネオス・極楽	現金	8,138	5,696	
2012 9 5	エネオス・極楽	現金	2,000	1,400	
2012 9 7	コスモ・星ヶ丘	カード	3,067	2,146	ダブリ
2012 9 7	コスモ・星ヶ丘	現金	2,000	1,400	
2012 9 8	エネオス・極楽	現金	7,506	5,254	
2012 9 17	エネオス・極楽	現金	7,181	5,026	
2012 9 25	コスモ・星ヶ丘	現金	2,000	1,400	
2012 10 4	エネオス・極楽	現金	7,181	5,026	
2012 10 13	コスモ・星ヶ丘	カード	4,969	3,478	間違い
2012 10 17	エネオス・極楽	現金	1,000	700	
2012 10 18	エネオス・極楽	現金	6,808	4,765	
2012 11 3	エネオス・高岳	現金	4,000	2,800	
2012 11 5	コスモ・星ヶ丘	現金	1,000	700	
2012 11 7	コスモ・星ヶ丘	現金	2,000	1,400	
2012 11 10	コスモ・星ヶ丘	現金	3,000	2,100	
2012 11 14	エネオス・高岳	現金	5,000	3,500	ダブリ
2012 11 14	エネオス・高岳	現金	3,000	2,100	
2012 11 15	エネオス・極楽	現金	2,000	1,400	
2012 11 15	エネオス・極楽	クレジット	7,406	5,184	ダブリ
2012 11 15	エネオス・極楽	現金	3,130	2,191	
2012 11 19	エネオス・高岳	現金	5,000	3,500	
2012 11 21	エネオス・極楽	現金	2,000	1,400	
2012 11 22	山文・清州	現金	7,312	5,118	
2012 11 27	コスモ・星ヶ丘	カード	5,000	3,500	
2012 11 30	出光・東山	現金	7,450	5,215	
2012 12 8	エネオス・高岳	現金	7,547	5,282	
2012 12 15	エネオス・極楽	現金	4,000	2,800	ダブリ
2012 12 15	エネオス・極楽	現金	6,807	4,764	
2012 12 19	エネオス・極楽	現金	3,453	2,417	
2012 12 23	コスモ・星ヶ丘	現金	1,000	700	
2012 12 24	エネオス・極楽	現金	7,352	5,146	
2013 1 3	コスモ・星ヶ丘	現金	7,269	5,088	
2013 1 13	コスモ・星ヶ丘	VISA4289	4,070	2,849	間違い
2013 1 15	コスモ・星ヶ丘	現金	8,103	5,672	
2013 1 23	コスモ・星ヶ丘	カード	3,885	2,719	
2013 2 2	コスモ・極楽	VISA0068	7,225	5,057	
2013 2 13	コスモ・極楽	現金	1,000	700	
2013 2 13	コスモ・極楽	現金	7,102	4,971	
2013 2 21	エネオス・高岳	現金	7,896	5,527	
2013 2 27	エネオス・高岳	現金	8,031	5,621	
(按分率は 70%)			合 計	185,819	

平成 26 年 3 月 14 日

荒川和夫議員による政務調査費の不適切処理問題に係る「調査報告書」

減税日本ナゴヤ

団長 余語 さやか

1. 調査対象

・ ガソリン代等 平成 23 年 4 月分～25 年 3 月分 計 5 件

2. 経過説明

2013 年 10 月 23 日 13 時 荒川議員に聴取

新聞報道された 24 年度分ガソリン代レシート 2 枚分について間違い
があったので返還したいと申し出。

- ・ 他人の法人カード
- ・ 他人のクレジットカード

10 月 28 日 これまでのガソリン代を再度チェックしたいと申し出。

11 月 11 日 23 年度分 2 枚についても間違いがあった。

- ・ 他人のクレジットカード 2 枚

24 年度分からも 1 枚間違いが見つかり追加

- ・ 他人のクレジットカード 灯油代 1 枚

3. 不適切受給があったガソリン代等

支払い日	給油場所	請求金額	政調費受給額
2011 年 10 月 23 日	マルタカ・阿由知	3,061	2,142
2012 年 1 月 20 日	出光・なかひら	6,473	4,531
2012 年 12 月 5 日	三愛石油・瑞穂通	3,390	2,373
2012 年 12 月 28 日	三愛石油・瑞穂通	1,728	1,210 (灯油)
2013 年 2 月 22 日	三愛石油・瑞穂通	8,821	6,175
計		23,473 円	<u>16,431 円</u>

上記の不適切処理による受給金額 16,431 円を返還したい旨の申し出があった。

4. 返還理由

他人のレシートを持ってきてしまい提出してしまった。この責任を深く反省すると共に市民の方々にお詫びして、間違えた分を返還したいとのことであった。

よって、減税日本ナゴヤとしては、不適切な処理があったものと認め、本人の申出により、16,431 円を市に返還することとした。